

|                        |     |
|------------------------|-----|
| 第3回 子ども家庭福祉人材の専門性確保 WG | 資料6 |
| 平成 28 年 10 月 7 日       |     |

## 研修の持ち方について（案）

【カリキュラム策定にあたり、本 WG で確認したい事項】

○各研修の、時間、修業期間等について

参考：所長研修の場合は、

25.5 時間（うち講義 9 時間、演習 16.5 時間）。おおむね 6 月以内（参考：次ページ）

- ・ 延べ何時間（日数）、うち講義と演習について、各々何時間とするか
- ・ 集中的に実施するか、前期、後期等に分割して研修するか
- ・ 修業期間は、どれくらいとするか

〔児童福祉司任用前講習会〕

- ・ 知識中心。
- ・ OFFJT としてのコマは 19 コマ、合計 28.5 時間以上で設定する。

※上記講習会の他、資料 2 「7 児童相談所における方針決定の過程」に関しては、OJT により 1 ヶ月程度設けることも必要。

〔児童福祉司任用後研修〕

- ・ 技術（演習）中心。
- ・ OFFJT としてのコマは 19 コマ、合計 28.5 時間以上で設定する。

※上記研修の他、OJT を設けることも必要。

〔スーパーバイザー研修〕

- ・ スーパーバイザー研修はスーパービジョンの基本や最新の制度・理論の講義等を 4 コマの他、演習を 15 コマ行う。
- ・ 19 コマ、合計 28.5 時間以上で研修する。
- ・ 前期 3 日程度と後期 3 日程度に分けて 2 回。
- ・ 1 回当たり 80 人程度と想定され、その際スーパーバイズの模擬事例の演習の数だけの部屋とコーディネーターが必要となる。

〔要保護児童対策調整機関研修〕

○児童福祉法第十二条の三第三項の厚生労働大臣が定める基準

(平成十七年二月二十五日)

(厚生労働省告示第四十三号)

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第十二条の三第三項の規定に基づき、児童福祉法第十二条の三第三項の厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成十七年四月一日から適用する。

児童福祉法第十二条の三第三項の厚生労働大臣が定める基準

- 一 都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第五十九条の四第一項の児童相談所設置市を含む。以下同じ。)又は都道府県からの委託を受けた社会福祉法人その他の者が行うものであること。
- 二 講義及び演習により行うものであること。
- 三 修業期間は、おおむね六月以内であること。
- 四 研修の内容は、別表に定めるもの以上であること。
- 五 別表に定める各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。
- 六 講師は、別表に定める各科目を教授するのに適当な者であること。

(平一八厚労告二五四・一部改正)

改正文 (平成一八年三月三十一日厚生労働省告示第二五四号) 抄

平成十八年四月一日から適用する。

## 別表

| 区分 | 科目                                               | 時間  |
|----|--------------------------------------------------|-----|
| 講義 | 児童家庭福祉に係る制度及びサービスに関する講義                          | 一・五 |
|    | 児童相談所の運営に関する講義                                   | 三・〇 |
|    | 児童虐待への対応に関する講義                                   | 一・五 |
|    | 少年非行への対応に関する講義                                   | 一・五 |
|    | 要保護児童対策地域協議会の活用等関係機関との連携に関する講義                   | 一・五 |
| 演習 | 児童相談所の運営に関する演習                                   | 三・〇 |
|    | 児童虐待への対応に関する演習                                   | 三・〇 |
|    | 少年非行への対応に関する演習                                   | 一・五 |
|    | 要保護児童対策地域協議会の活用等関係機関との連携に関する演習                   | 三・〇 |
|    | 裁判所に対する申立て等に関する演習                                | 三・〇 |
|    | その他児童の権利の擁護(児童福祉施設等における懲戒に係る権限の濫用への対応を含む。)に関する演習 | 三・〇 |